

総務省 規制の事前評価書

(電気通信業務を目的としない船舶地球局の実用化に係る規定の整備)

所管部局課室名：総合通信基盤局 電波部 電波政策課

電話番号：03-5253-5909

e-mail：radio_act_review@ml.soumu.go.jp

評価年月日：平成 29 年 2 月

1. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点

船舶に無線局を開設^{※1}しようとする場合には、電波法（昭和 25 年法律第 131 号。以下「法」という。）の規定に基づき、総務大臣の免許を受けることが必要である。

従来、船舶に開設する無線局の無線設備である船舶自動識別装置^{※2}（以下「AIS」という。）は、周囲の船舶局等に対して船名等の情報を自動的に送受信して周囲の船舶の動静を把握することで航行の安全を図るものであり、その通信範囲は 30km 程度に限られていたところ、船舶の航行の安全等に資するため、通信距離に影響されずより広域な大洋における船舶の動静情報を把握できるようにすることが求められてきており、また、当該無線設備を利用して、船舶における海上通信の利便性を向上させる観点から、気象海象情報や船舶の荷役情報等の様々な情報を容易に収集することを可能とし、新たな海上通信サービスのニーズに応えていくことが求められていた。

こうした状況の中、これらの課題に対応できる、人工衛星を活用した AIS といった電気通信業務を行うことを目的としない船舶地球局（以下「自営の船舶地球局」）が実用化されてきており、電気通信事業者以外の者についても、自ら人工衛星を活用した AIS を利用できるようにすることで、自ら当該 AIS に係る運用コストを管理することが可能となるとともに、当該免許人の立場で、自らの判断でより自由に当該 AIS を利用して船舶の航行の安全等に資する情報及び気象海象情報や船舶の荷役情報等の様々な情報を利用するとともに独自の新たな海上通信サービスを提供でき、船舶の航行の安全等の確保及び船舶における海上通信の利便性の向上が図られることから、そのような電気通信事業者以外の者についても、人工衛星を活用した AIS を利用できるようにする必要があると生じているところである。

※1 船舶に開設する無線局に関して、法においては、その開設目的に応じて、「電気通信業務を行うことを目的とするもの」と「それ以外のもの」に区分している（法第 5 条第 2 項第 3 号）。

このうち現状の「船舶地球局」は、「電気通信業務を目的として船舶に開設する無線局」のうち「人工衛星局の中継により」無線通信を行うものをいい（法第 6 条第 1 項第 4 号）、これまで、人工衛星を活用した AIS といった自らのために行う通信を目的として開設するものは想定されてこなかった。

※2 周囲の船舶局や海岸局に対して、自船の船名、位置、速度等の情報を自動的に送受信し、周囲の動静を把握するシステム。船舶レーダーとあわせ、船舶同士の衝突防止や航行の安全情報の確実な伝達に寄与。

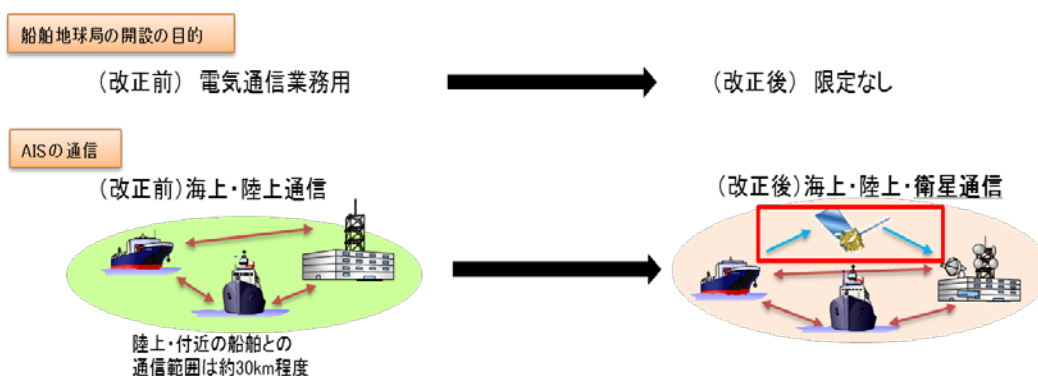
(2) 規制の新設又は改廃の目的、内容及び必要性

①新設又は改廃の目的

電気通信事業者以外の者が人工衛星を活用した AIS を利用できるようにすることにより、船舶の航行の安全等の確保及び船舶における海上通信の利便性の向上等を図るため。

②新設又は改廃の内容

人工衛星を活用した AIS といった自営の船舶地球局の実用化に伴い、電気通信事業者以外の者が船舶地球局を開設できるようにするため、新たに、電気通信業務を行うことを目的としないものも「船舶地球局」の定義に含めるとともに、こうした自営の船舶地球局を開設しようとする場合について、免許申請の際の申請書の添付書類に記載すべき事項を定める等の規定の整備を行う。



③新設又は改廃の必要性

船舶の航行の安全等の確保及び船舶における海上通信の利便性の向上等をさらに図るため、電気通信事業者以外の者についても、自ら人工衛星を活用した AIS を利用できるようにすることで、自ら当該 AIS に係る運用コストを管理することが可能となるとともに、当該免許人の立場で、自らの判断でより自由に当該 AIS を利用して船舶の航行の安全等に資する情報及び気象海象情報や船舶の荷役情報等の様々な情報を利用するとともに独自の新たな海上通信サービスを提供でき、船舶の航行の安全等の確保及び船舶における海上通信の利便性の向上が図られることから、そのような電気通信事業者以外の者についても、人工衛星を活用した AIS を利用できるようにするため、その免許申請の際の申請書の添付書類に記載すべき事項等の関係規定を整備する必要がある。

(3) 関連する主要な政策

情報通信 (ICT 政策) 政策 12 「情報通信技術利用環境の整備」

(4) 法令の名称・関連条項とその内容 ※改正後の条項

- 電波法 (昭和 25 年法律第 131 号)
 - ・第 6 条第 1 項第 4 号、第 4 項 (免許の申請)
 - ・第 20 条第 7 項 (免許の承継等)
 - ・第 63 条 (海岸局等の運用)

2. 規制の新設又は改廃案の規制の費用及び便益

(1) 規制の費用

① 遵守費用

自営の船舶地球局を開設しようとする者は、法第6条第1項及び第4項の規定に基づき、無線局の免許の申請を行う必要があるため、当該申請に係る書類の作成、提出等の費用が見込まれるが、当該申請に係る費用等は、現行の船舶に開設する無線局の場合と同様である。

② 行政費用

自営の船舶地球局を開設しようとする者の無線局の免許が申請された場合には、国において審査等を行う必要が生じるが、当該手続については、現行の船舶に開設する無線局の免許の申請の場合と同様である。

③ その他の社会的費用

特に想定されない。

(2) 規制の便益

① 遵守便益

自営の船舶地球局を開設した免許人は、自ら人工衛星を活用した AIS に係る運用コストを管理することが可能となるとともに、当該免許人の立場で、自らの判断でより自由に当該 AIS を利用して船舶の航行の安全等に資する情報及び気象海象情報や船舶の荷役情報等の様々な情報を利用するとともに独自の新たな海上通信サービスを提供でき、船舶の航行の安全等の確保及び船舶における海上通信の利便性の向上を図ることができることから、信頼性向上や多様なサービス展開による競争力の向上に繋がる。

② 行政便益

特に想定されない。

③ その他の社会的便益

船舶の航行の安全等がより一層確保されるとともに、船舶の航行の安全等に資する情報及び気象海象情報や船舶の荷役情報等の様々な情報を利用した独自の新たな海上通信サービスの提供による船舶における海上通信の利便性の向上が図られ、社会生活の安心・安全及び利便性の向上が期待される。

3. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

人工衛星を活用した AIS といった電気通信業務を行うことを目的としない船舶地球局の実用化に伴い、電気通信事業者以外の者が船舶地球局を開設できるようにすること等の規定の整備を行うことによって、船舶の航行の安全等がより一層確保されるとともに、船舶の航行の安全等に資する情報及び気象海象情報や船舶の荷役情報等の様々な情報を利用した独自の新たな海上通信サービスの提供による船舶における海上通信の利便性の向上が図られ、社会生活の安心・安全及び利便性の向上が期待されるとともに、自営の船舶地球局を開設した免許人にとっては、自ら人工衛星を活用した AIS に係る運用コストを管理しつつ、自らの判断でより自由に当該 AIS を利用してそうした情報を利用する

ことで独自の新たな海上通信サービスを提供でき、船舶の航行の安全等の確保及び船舶における海上通信の利便性の向上を図ることで、信頼性向上や多様なサービス展開による競争力の向上に繋がる。

一方で、自営の船舶地球局を開設しようとする者は、法第6条第1項及び第4項の規定に基づき無線局の免許の申請を行う必要があるため、当該申請に係る書類の作成、提出等の費用が見込まれ、当該申請がされた場合には、国において審査等を行う必要が生じるが、これらの費用は、現行の船舶に開設する無線局の場合と同様である。

以上のことから、船舶の航行の安全等の確保及び船舶における海上通信の利便性の向上による社会生活の安心・安全及び利便性の向上という重要な便益が確保される一方、費用は限定的であり、便益が費用を上回ることから、本改正を行うことは適切であると考えられる。

4. 規制の新設又は改廃案と代替案との比較

本件の改正は、人工衛星を活用した AIS といった電気通信業務を行うことを目的としない船舶地球局の実用化に伴い、自営の船舶地球局を開設できるようにするため、必要最低限の範囲で制度整備を行うものであり、現時点において代替案は想定されない。

5. 有識者の見解、評価に用いた資料その他関連事項

(1) 有識者の見解

○電波政策 2020 懇談会 報告書（平成 28 年 7 月 15 日公表）（抜粋）

平成 27 年（2015 年）に開催された世界無線通信会議（WRC-15）において、衛星経由で広範囲の船舶から気象海象情報や船舶機器情報等を収集することを可能とするアプリケーション・スペシフィック・メッセージ（ASM）用の周波数が AIS 用周波数として新たに割り当てられた。

新たな衛星 AIS 通信システムは船舶の航行安全に資するとともに、当該システムで収集される情報を用いた新たなビジネスの創出等につながる可能性がある。

そのため、WRC-15 の結果を受けて新たに分配された周波数について、当該周波数を利用した海上サービスを早期に導入するために、速やかな制度整備を行うべきである。

(2) 評価に用いた資料その他関連事項

- ・電波政策 2020 懇談会 報告書（平成 28 年 7 月 15 日公表）
(http://www.soumu.go.jp/main_content/000430220.pdf)

6. レビューを行う時期又は条件

自営の船舶地球局の利用の状況を踏まえ、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。